

「相模原市道路情報管理システム」

SRIMS

(*Sagamihara Road Information Management System*)

データ整備測量委託仕様書

令和4年度版

(作業の実施)

第1条 作業は、本仕様書に定めるほかに、発注者が別に定める測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び次の各号に掲げる仕様書等に基づき実施するものとする。

- (1) 相模原市道路情報管理システム・現地調査仕様書
- (2) 相模原市道路情報管理システム・データ取得仕様書
- (3) 相模原市道路情報管理システム・既成図数値化仕様書
- (4) 相模原市道路情報管理システム・区域線確定図データ作成仕様書
- (5) 相模原市道路情報管理システム・調書データ作成仕様書
- (6) 相模原市道路情報管理システム・拡張DM図式・分類コード表

(機器の検定証明書)

第2条 受注者は、共通仕様書第13条の規定により提出する委託業務計画書において、使用する主な機器については検定書の写しを添付しなければならない。

(資料等の受払記録)

第3条 受注者は、共通仕様書第14条の規定により発注者から貸与を受けた貸与品等について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

(身分証明書発行願)

第4条 受注者は、現地での作業に先立ち、あらかじめ発注者の指定する様式により身分証明書発行願を提出しなければならない。

2 発注者は、受注者が提出した身分証明書発行願を遅滞なく審査し、身分証明書を交付するものとする。

(作業報告)

第5条 受注者は、共通仕様書第34条の規定に基づき履行報告を提出する際には、作業報告書を発注者の指定する様式により提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、本委託の業務を処理する際に個人情報を取り扱う場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(成果品)

第7条 本委託の成果品は、次表のとおり納品するものとする。

納品形態	納品品目	数量
電子納品	<ul style="list-style-type: none">・ 現地調査に関する調書・ 基準点測量に関する成果簿、配点図、測量標写真、観測簿、計算簿・ 基準点測量及び数値地形図化に関する精度管理表・ 道路台帳平面図原図及び赤書き資料のスキャニングデータ・ 道路台帳平面図DMデータ注)既成図数値化で作成したデータと区域線確定図データを、1ファイルに合せる。・ 調書平面図DMデータ・ 区域線確定図点検データ	CD-R 2枚(正・副)
紙納品	<ul style="list-style-type: none">・ 出来形数量調書・ 入力基図・ 第三者機関検定証明書	一式

2 前項に規定する電子納品データは、「相模原市 電子納品運用ガイドライン【測量編】」に基づき作成するものとする。

(環境配慮事項)

第8条 受注者は、次の各号に規定する環境配慮事項に留意して本業務を行うものとする。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規則等を遵守すること。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 廃棄物の減量化・省資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を順守し、適正に処理すること。